

常滑市立西浦南小学校いじめ防止基本方針

改訂日 R7. 4. 1

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

(2) 西浦南小学校におけるいじめ防止に関する基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、人として決して許されない行為である。しかし、どの児童も被害者にも加害者にもなり得ることから、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めなければならない。いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めるとともに、学校、家庭、地域が一体となって、継続して「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組む必要がある。

学校は児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んで行く。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めることが大切である。

(3) 西浦南小学校におけるいじめ防止のための基本方針

- ① 本校の教育目標である「なかよく」「がんばる」「元気な子」を具現化することが、いじめ防止につながる。全教職員の共通理解と協力による教育活動全体でいじめ防止を進める。
- ② 「未然防止」「早期発見」「早期対応」の一連の取組を、P D C Aサイクルで年間を通して実施する。
- ③ いじめの防止等に関する指導を実効的・計画的に行うための対策委員会を組織する。

(4) いじめの解消の判断

- ① いじめに係る行為が止んでいること（インターネット含む）。止んでいる期間は少なくとも「3か月」を目安とする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の設置

「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことがないように、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、担任、生徒指導主任、養護教諭等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。

(2) 組織の役割

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・取組評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で学校いじめ防止基本方針の周知を図り、教職員への共通理解を図る。
 - ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- 認め合う学級づくり
 - ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- 楽しく分かる授業づくり
 - ・日々の授業を大切にし、全ての児童が参加し、自己の高まりを実感できる授業づくりに努める。
 - ・児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- 道徳教育・人権教育の充実
 - ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
 - ・全学級で道徳の公開授業を実施し、保護者にも啓発を図る。
 - ・人権週間において、人権に関する行事を開催し、人権意識の高揚を図る。（12月）
- 情報モラル教育の推進
 - ・児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネット上のいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
 - ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使い方や問題点について、道徳科の授業を始め、学校だより等、各種通信やPTAの各種会合や保護者会等において、積極的に問題提起を行う。また、日頃から保護者と連携・協力し、双方で指導を行う。
 - ・ネットモラルにかかわる学活や道徳科、総合的な学習の時間の授業、学校保健委員会での取り上げ等、児童への情報モラル教育を行う。
- 児童会集会活動の充実
 - ・児童会活動において、異学年交流である「なかよし活動」を通して、他を思いやる心の育成を図る。

- ・児童の主体的な活動として、いじめ防止標語を受けて、体育・生活委員会が主体となり、生徒指導主任とともに朝会時に「いじめ防止標語発表会」を実施し、いじめ防止のための啓発運動を実施する。

○保護者への啓発

- ・PTAの各種会議や保護者会などにおいて、学校のいじめの実態やいじめ防止の取組などについて情報提供したり、家庭の協力に向けてホームページや学校だより等で啓発したりする。

○教職員の連携・資質向上

- ・日頃から情報交換・意思疎通を心がけ、さまざまな問題に対応できる協力共働体制を構築するとともに、いじめ防止に関する研修会を開催し、児童生徒理解やいじめ対応に関する資質向上に努める。

○学校生活の点検

- ・学期ごとに、いじめ防止の観点で教職員による点検を行う。

(2) いじめの早期発見の取組

○いじめアンケートの実施

- ・いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなる状況を意図的・計画的につくるために、いじめアンケートを年3回実施する。

(6月・11月・2月)

○教育相談の充実

- ・児童との会話や保健室の様子等、学校生活の中で気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談週間を年3回程度設けて、児童を対象とした教育相談を実施する。

(6月・11月・(2月))

○外部相談窓口の紹介

- ・児童に外部相談機関を紹介し、学校や保護者に相談できない場合への相談窓口を紹介する。

○カウンセリングマインドの向上

- ・教職員にさまざまなスキルや指導方法を身に付けさせ、いじめの認知能力を高めるために現職教育やいじめ・不登校対策委員会等で専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)を講師とする研修を実施する。

○保護者との連携

- ・保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるように日頃から保護者との信頼関係を築く。

(3) いじめに対する措置

○組織対応

- ・いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を中心に組織的に対応する。

○事実確認・情報共有

- ・「いじめ・問題行動の記録」を用いて、「いつ、どこで、誰が、何をした(された)、指導の有無」について事実確認をし情報を共有する。

○市教育委員会との連携

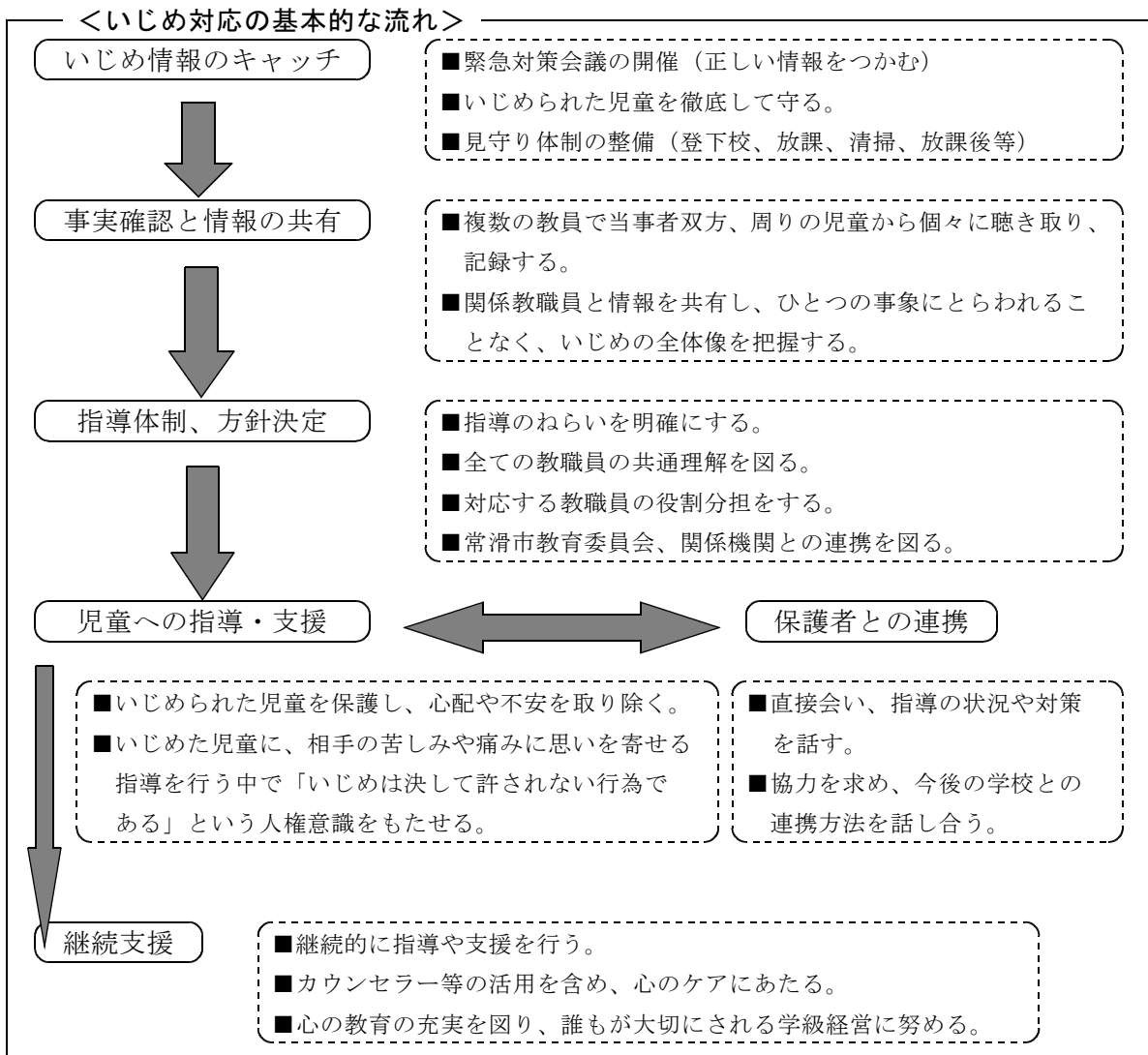
- ・市教育委員会との連携を密にし、事案に応じて必要な指導・助言を受ける。

○関係機関との連携

- ・全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、市役所子育て支援課、児童・障害者相談センター等の関係機関との連携の下で取り組む。
- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局とも連携して行う。

○児童への指導・支援

- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・被害児童が安心して教育を受けられるよう、保健室などの別室等で学習できる体制を整備する等の必要な措置をとる。
- ・加害児童には教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行う。



4 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合等
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・ 年間30日が目安。
 - ・ 連続して欠席しているような場合は、市教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査にあたる。

【いじめ防止対策推進法第28条第1項及び国の基本方針より】

(2) 重大事態への対応の流れ

- ① 重大事態が発生した旨を常滑市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 常滑市教育委員会が調査の主体を学校と判断した場合、調査組織を設置する。
- ③ 調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を常滑市教育委員会へ報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえた必要な指導・措置を行う。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（1月）し、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- 「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページに掲載する。
- いじめ防止に関する校内研修会を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。